

◆申告に必要なもの

- 書類などに不備があると、受け付けできない場合があります
- 印鑑は不要です
- 確定申告のお知らせ（税務署から送付されたはがきか通知書）
- 電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書（電子申告・納税等開始届出書を税務署へ提出した人）
- マイナンバーカードか、通知カードなどマイナンバーが分かるものと身分証明書
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 農業や不動産所得の帳簿書類、領収書など所得計算に必要なもの（収支内訳書の内容確認に必要）
 - ※農業所得などに係る収支内訳書は、事前に作成しておいてください
- 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時所得の支払調書
- 個人年金（公的年金以外）や業務などに係る雑所得の支払調書とその必要経費が分かるもの
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書
 - ※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を追加で受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください
- 医療費控除の明細書、医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費控除を受ける人）
 - ※医療費控除の明細書は事前に作成しておいてください
 - ※高額療養費、保険金などの補てんがあれば、その金額が分かるものが必要です
- 寄附金の領収書か受領書、特定事業者が発行した寄附金額に関する証明書（寄附金控除を受ける人）
 - ※内容により、2000円を超える寄附金から控除対象となります
 - ※寄附金控除を受けるためには、原則として所得税等の確定申告が必要です
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳（厚生労働省認定のもの）（障害者控除を受ける人）
- 障害者控除対象者認定書（障害者控除を受ける人）
 - ※令和5年12月末現況で要介護認定の人が、イオンモール倉敷会場で障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象者認定書が必要です。事前に長寿介護課へ介護保険被保険者証を持参し、申請してください（交付必要日数：1週間程度）
- 申告者本人の金融機関の口座番号が分かるもの（所得税の還付申告をする人）
- 税務署から交付された控除申告書（証明書）と金融機関から発行された年末残高証明書（2年目以降の住宅ローン控除を受ける人）

◆申告に必要なものについての問い合わせ先

- ▼給与の源泉徴収票…支払いを受けた勤務先
- ▼公的年金（厚生年金・国民年金）の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書
 - …倉敷東年金事務所（☎086-423-6150）
- ▼公的年金（共済年金、企業年金、年金基金など）の源泉徴収票など…各年金保険者
- ▼生命保険契約による満期などの一時所得の支払調書…支払いを受けた保険会社など
- ▼生命保険契約などによる個人年金の支払調書…支払いを受けた保険会社など
- ▼市の国民健康保険税納税額…税務課市民税係（☎0866-92-8234）
- ▼障害者控除対象者認定書…長寿介護課地域ケア推進係（☎0866-92-8373）

申告書を提出する際は、毎回

マイナンバー
（12桁）の記載

+

本人確認書類の提示
または写しの添付



が必要です

本人確認書類の例

- ①マイナンバーカード
- ②通知カード+運転免許証など

所得税等の 確定申告

個人市県民税・ 国民健康保険税の申告

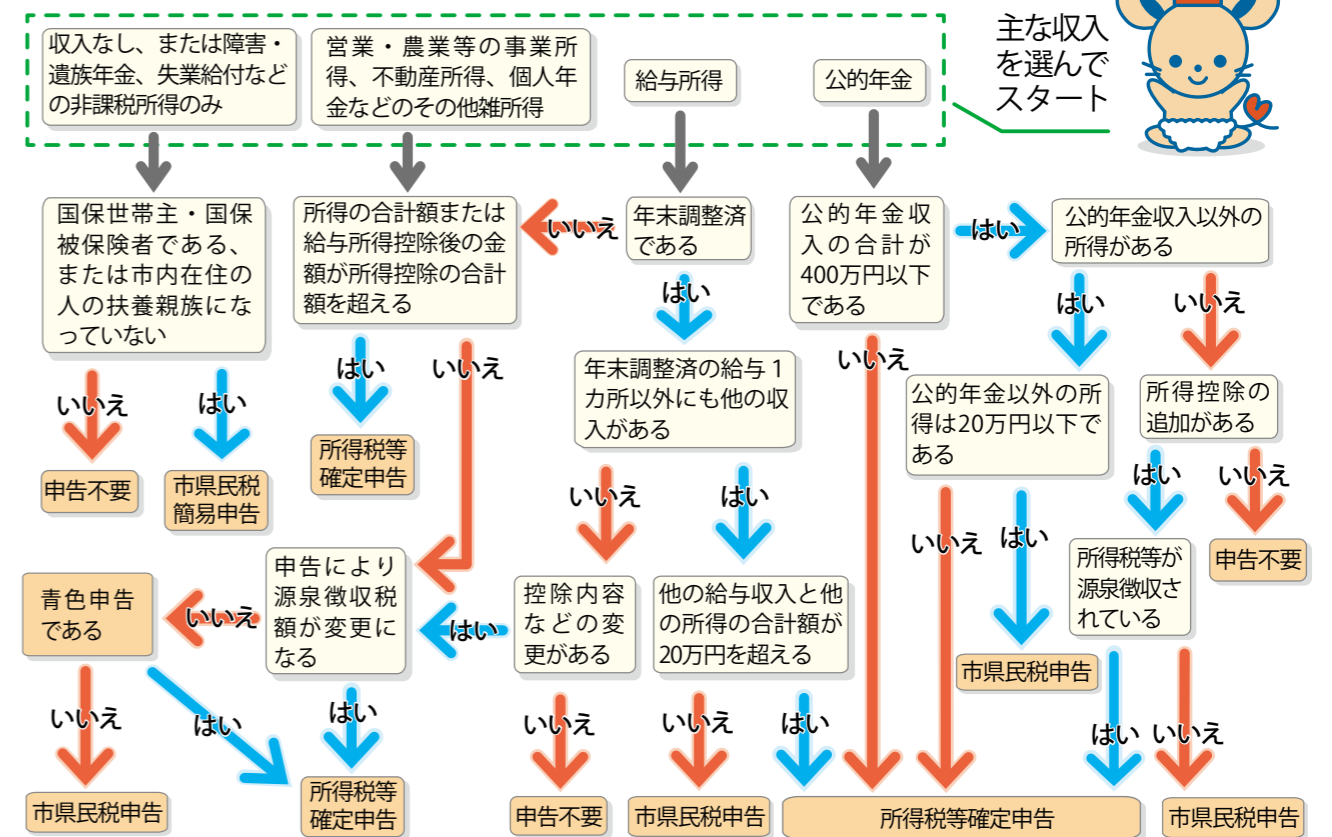
申告相談についての問い合わせ

- 倉敷税務署（☎086-422-1201）
- 税務課市民税係（☎0866-92-8234）

所得税等の確定申告と個人市県民税・国民健康保険税の申告の市内申告会場での相談期間は2月14日(水)から3月15日(金)まで、イオンモール倉敷会場では2月1日(水)から3月15日(金)までです。8ページの日程表を参考に申告をしてください。

3月16日(土)以降に申告した場合、市県民税の決定が遅くなり、申告内容が当初通知に反映できないことがあります。この場合、各種保険料（税）や利用料の決定などに影響が出る可能性がありますので、期限内に申告してください。

◆どのような申告が必要になるかの目安



※所得控除の追加があり所得税等の還付を受ける人は、所得税等の確定申告をしてください

- ◆令和6年1月1日現在、総社市に住んでいなかった人は、1月1日に住んでいた市区町村で申告をしてください（所得税等の確定申告は除く）
- ◆給与収入が2000万円を超える人は、所得税等の確定申告が必要です
- ◆所得がなかった人でも、国民健康保険などに加入している人、福祉・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な人や課税（所得）証明書が必要な人は、市県民税の申告が必要です
- ◆ふるさと納税ワンストップ特例申請をしていた人が申告を行う場合は、ふるさと納税に係る寄附金も含めて申告してください（確定申告や市県民税申告を行うと、ワンストップ特例申請が無効となります）
- ◆上場株式などに係る配当所得や譲渡所得について、所得税と個人市県民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和5年分から所得税と個人市県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式の選択ができなくなりました。確定申告した上記所得については、市県民税においても申告することとなり、市県民税の合計所得金額にも算入されます



申告相談の日程などは次のページに掲載しています